

社会福祉法人 ひさの里 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ひさの里 役員の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 常勤の役員（理事長等）については勤務実態に即して報酬を支給する。

2 理事長等の役員報酬の支給額は前年度の実績により次年度を検討し、評議員会及び理事会に諮り役員報酬表（下表）により決定する。

3 理事長等に賞与を支給する場合は、夏季（7月）、冬季（12月）の年2回とし、支給額は夏季、冬季それぞれの実績により決定するが、原則として、評議員会及び理事会に諮り決定した役員報酬と同額とする。

(役員の費用弁償)

第3条 役員（理事・監事・評議員）が、理事会（評議員会）等に出席し報酬を支給する場合は、1回の出席につき旅費代として 5,000 円を支給する。ただし、施設の職員（施設長等）が理事の場合は支給しない。

(改 正)

第4条 この規程の改正は、評議員会および理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成19年2月12日から施行する。

この規程は、平成28年4月 1日から施行する。

役員報酬表（月額）

1号	150,000	11号	650,000
2号	200,000	12号	700,000
3号	250,000	13号	750,000
4号	300,000	14号	800,000
5号	350,000	15号	850,000
6号	400,000	16号	900,000
7号	450,000	17号	950,000
8号	500,000	18号	1,000,000
9号	550,000	19号	1,050,000
10号	600,000	20号	1,100,000